

はじめに

◎第19期284回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：小中、葛西、安部、扇谷、仁田、田中、濱田、吉田、森委員

欠席委員：影原委員

開催日時：平成22年7月21日（水） 14：10～15：30

開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 JFしまね西郷支所会議室

議題

1. 隠岐海区における区画漁業の免許申請について（諮問）

隠岐海区における区画漁業の免許申請について、平成22年4月20日付け島根県告示第310号で公示したところ、表1のとおり申請がありましたので、このことについて知事より諮問がありました。

対象となる漁場は西ノ島町美田のセト獅子ヶ鼻地先及びセト弁天鼻地先の漁場です。漁場計画の内容は、既存の漁場区域（区第287号かき養殖業、区第323号ぶり、あじ、さば、小割式養殖業）を縮小して、新たに2件（区第294号かき養殖業、区第324号まぐろ小割式養殖業）設定するというものです。

また、この申請について総会の議決及び優先順位、並びに免許の適格性等の事務審査を行ったところ、条件は全て満たしているとの報告がされました。

《審議の結果》この諮問について、異議なしの答申をすることになりました。

[表1]

| 公示番号 | 申請者 | |
|--------|--------------|-------------|
| | 氏名 | 住所 |
| 区第287号 | 漁業協同組合 JFしまね | 松江市御手船場町575 |
| 区第294号 | 漁業協同組合 JFしまね | 松江市御手船場町575 |
| 区第323号 | 漁業協同組合 JFしまね | 松江市御手船場町575 |
| 区第324号 | 漁業協同組合 JFしまね | 松江市御手船場町575 |

2. 島根県小型底びき網漁業包括的資源回復計画の変更について（諮問）

島根県小型底びき網漁業包括的資源回復計画の変更について、知事よりが諮問ありました。

資源回復計画：水産資源の持続的利用を図るために、緊急に資源回復が必要な魚種について資源回復計画を策定し、計画の実行を支援することで資源の維持増大を図ることを目的とする計画。

◎島根県が関係する資源回復計画一覧

- ①日本海西部アカガレイ（ズワイガニ）資源回復計画
- ②日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画
- ③日本海西部・九州西海域底びき網漁業包括的資源回復計画
- ④日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画
- ⑤小底1種包括的資源回復計画←今回対象となる計画

小型底びき網漁業は石東地区では水揚げの7割を占める非常に重要な漁業でありますが、近年魚価の低迷や燃油価格の高騰等の影響を受け収支が非常に悪化してきているとのことです。そのため過剰な漁獲努力量によって収支をカバーする状態が続き、資源状態の悪化が進んでいるとの報告がされました。

そこで永続的に資源を利用するために、減船等の取り組みを開始することにしましたが、現行の計画には減船の取り組みは入っておらず、国からの支援を受けることが出来ないため、支援を受けることが出来るように、計画の変更を行うとのことです。

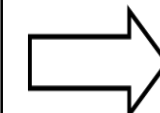
委員からは減船事業取り組みへの経緯や、スクラップ費用への支援等の確認、並びに減船事業の内容についての質問がされました。

《審議の結果》この諮問について、異議なしの答申をすることになりました。

現行計画概要

【目標】
現状の1経営あたりの漁獲量80トンを維持。

【内容】
 (1)実施期間
平成19年度～平成23年度(5年間)
 (2)漁獲努力量の削減措置
 (ア)マダイ、ヒラメ小型魚の再放流
 (イ)漁具の改良
 ・春季のソウハチ漁場における目合い拡大
 ・小型魚等の混獲防止のための改良漁具の開発・普及・導入
 (ウ)休漁日設定(毎週土曜日)
 (エ)操業時間規制(日の出1時間前～日没)
 (3)資源回復のために講じる措置に対する支援策
 現段階では該当なし



変更計画概要

【目標】
現状の1経営あたりの漁獲量80トンを維持。

【内容】
 (1)実施期間
平成19年度～平成25年度(7年間)
 (2)漁獲努力量の削減措置
 (ア)～(エ)
(オ)減船事業
 (3)資源回復のために講じる措置に対する支援策
・省エネ対応・資源回復等推進支援事業(国)
・漁場機能維持管理事業のうち省エネ対応・資源回復等推進支援事業資金補助(国)
・小型底びき網漁業構造再編対策事業(県)

3. 平成23年度全漁調連日本海ブロックに提出する要望事項について（協議）

平成23年度全漁調連日本海ブロックに提出する事項として、以下3点を要望事項案として提案されました。

1. 竹島の領土権を確立し、日韓の排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
2. それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
3. 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締の充実強化を図ること。

《協議の結果》より強く要望するということで、案のとおり要望することとしました。

おわりに

◎今年もカニの季節がやって参りました。松葉ガニも漁期が始まり、順調に水揚げされております。寒い日が続いていますので、温かいカニ鍋でもいかがでしょうか？

また路面の凍結による事故が増える時期ですので、車の運転にはくれぐれもお気をつけ下さい。

連絡先
 隠岐支庁水産局内
 隠岐海区漁業調整委員会事務局
 Tel：08512-2-9669
 Fax：08512-2-9674